

<令和4年6月1日より保険適用>

**D023 微生物核酸同定・定量検査 区分:E3(新項目)**

**百日咳菌・パラ百日咳菌核酸同時検出**

**【保険点数】**

360点

※算定に関しては、下記【留意事項】を参照

**【製品名(製造販売元)】**

ジーンキューブ<sup>®</sup>百日咳(東洋紡株式会社)

**【使用目的】**

鼻咽頭拭い液又は咽頭拭い液中の百日咳菌及びパラ百日咳菌ゲノムDNAの検出(百日咳の診断補助)

**【測定方法】**

PCR法により、標的核酸の増幅を行い、増幅産物を蛍光標識プローブ(QProbe)を用いて百日咳菌(*Bordetella pertussis*)及びパラ百日咳菌(*Bordetella parapertussis*)のDNAを検出する。

**【説明】**

百日咳は咳嗽を主訴とする、百日咳菌によって起こる呼吸器感染症である。五類感染症(定点把握疾患)としての全数把握疾患とされており、診断した医師すべてに診断後7日以内の届出が義務付けられている。そのため、原則全例検査診断を実施(検査確定例と接触歴のある百日咳の臨床的特徴を有する症例は除く)した上で、その結果についても報告を求められる<sup>1)</sup>。

患者の多くは、ワクチン接種前の乳幼児であるが、ワクチン効果の減弱した青年・成人の感染も問題視されている。百日咳菌は強い感染力をもつため、医療機関、学校・職場での集団感染を容易に引き起こす<sup>2)</sup>。

**【有用性】**

乳幼児の臨床症状は、遷延性の咳嗽の他、特徴的な吸気性笛声や痙咳発作を示すが、青年・成人患者の臨床症状は非典型のことが多く、マイコプラズマ肺炎などの他の呼吸器感染症との鑑別が必要となる。百日咳菌の検査法は培養検査、血清学的検査、遺伝子検査などがあり、遺伝子検査は早期診断に有効とされている<sup>3)</sup>。本試薬は、百日咳と同じく感染性咳嗽の原因と

なる肺炎マイコプラズマの検査で用いられる「ジーンキューブ®マイコプラズマ・ニューモニエ」と共通の前処理法であり、同じ検体から、百日咳と肺炎マイコプラズマの同時検査が可能となる。

**【留意事項】**

1. 百日咳菌・パラ百日咳菌核酸同時検出は、関連学会が定めるガイドラインの百日咳診断基準における臨床判断例の定義を満たす患者に対して、PCR法により測定した場合に、本区分の「12」百日咳菌核酸検出、肺炎クラミジア核酸検出の所定点数を準用して算定する。
2. D023 12 (百日咳菌核酸検出に限る) に掲げる検査の結果について、検査実施日のうちに説明した上で文書により情報を提供した場合は、迅速微生物核酸同定・定量検査加算として、100点を所定点数に加算する。

**【参考文献】**

- 1) 感染症法に基づく医師届出ガイドライン第2版(令和3年12月28日). 国立感染症研究所(オンライン).  
入手先< [https://www.niid.go.jp/niid/images/epi/pertussis/pertussis\\_guideline\\_211228.pdf](https://www.niid.go.jp/niid/images/epi/pertussis/pertussis_guideline_211228.pdf) >
- 2) 病原体検出マニュアル百日咳第3.0版(2020年9月改訂). 国立感染症研究所.(オンライン).  
入手先< <https://www.niid.go.jp/niid/images/lab-manual/Pertussis20200910.pdf> >

**【製品関連 URL】**

[https://www.toyobo.co.jp/products/bio/gene/genecube\\_bp/](https://www.toyobo.co.jp/products/bio/gene/genecube_bp/)

(文責：東洋紡株式会社)

監修：日本臨床検査医学会臨床検査点数委員会)